

邑楽町告示第221号

令和4年第4回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月30日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 令和4年12月5日
2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（12名）

2番	佐藤富代	議員	3番	小久保隆光	議員
4番	黒田重利	議員	5番	大賀孝訓	議員
6番	瀬山登	議員	7番	松島茂喜	議員
8番	塩井早苗	議員	9番	原義裕	議員
10番	松村潤	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○不応招議員（なし）

令和4年第4回邑楽町議会定例会議事日程第1号

令和4年12月5日（月曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度邑楽町一般会計補正予算 第4号)
- 第 4 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度邑楽町一般会計補正予算 第5号)
- 第 5 議案第33号 邑楽町個人情報の保護に関する法律施行条例
- 第 6 議案第34号 邑楽町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第35号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第36号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例
- 第 9 議案第37号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第38号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例
- 第11 議案第39号 邑楽町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第40号 邑楽町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例
- 第13 議案第41号 邑楽町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第42号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例
- 第15 議案第43号 邑楽町環境基本条例
- 第16 議案第44号 令和4年度邑楽町一般会計補正予算（第6号）
- 第17 議案第45号 令和4年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第46号 令和4年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第47号 令和4年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第48号 令和4年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○出席議員（12名）

2番	佐藤富代	議員	3番	小久保隆光	議員
4番	黒田重利	議員	5番	大賀孝訓	議員
6番	瀬山登	議員	7番	松島茂喜	議員
8番	塩井早苗	議員	9番	原義裕	議員
10番	松村潤	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
松崎嘉雄	総務課長
齊藤順一	財政課長
橋本光規	企画課長
横山淳一	税務課長
山口哲也	住民保険課長
橋本恵子	福祉介護課長
久保田裕	健康づくり課長
中繁正浩	子ども支援課長
吉田享史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小島拓	商工振興課長
金井孝浩	建設環境課長
新島輝之	都市計画課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
松崎澄子	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開会及び開議の宣告

- 松村 潤議長 ただいまから令和4年第4回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時03分 開議]

◎諸般の報告

- 松村 潤議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

本日までに受理された請願・陳情は、配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 松村 潤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において小久保隆光議員、黒田重利議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

- 松村 潤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9日までの5日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9日までの5日間と決定しました。

◎日程第3 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度邑楽町一般会計補正予算 第4号）

- 松村 潤議長 日程第3、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度邑楽町一般会計補正予算 第4号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度邑楽町一般会計補正予算（第4号）につきましては、住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を実施するための経費が必要となりましたので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,049万円を追加し、予算の総額を102億8,218万4,000円とする補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、10月24日付で専決処分いたした次第であります。

歳入については、国庫支出金1億2,049万円の増額であり、歳出については、民生費1億2,049万円を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度邑楽町一般会計補正予算 第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、承認第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第4 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度邑楽町一般会計補正予算 第5号）

○松村 潤議長 日程第4、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度邑楽町一般会計補正予算 第5号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第9号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度呂楽町一般会計補正予算（第5号）につきましては、呂楽町プレミアム付商品券電子地域通貨事業を実施するための経費が必要となりましたので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,775万円を追加し、予算の総額を104億993万4,000円とする補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、11月1日付で専決処分いたしました次第であります。

歳入については、国庫支出金2,775万円、諸収入1億円の増額であり、歳出については、商工費1億2,775万円を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 このプレミアム付商品券につきましては、大変結構なことだと思います。ただ、過日の全員協議会の中で同僚の松島議員のほうからもちよっと質問が出ましたけれども、このプレミアム付商品券につきましては、いわゆるこれが発売を発表されてから、あっという間にそれが全部終わったと。ところが、例えばお年寄りだとか一般のこれになかなか精通していない人たちにとってみれば、手に入る方策なりそういうものがなかなか分からないという人がかなりいるのではないかと思うのです。そういう点について、そういうところに行き渡らないわけですから、その点についての町の考え方として何か考えておられるのか、その辺ちよっとお伺いしたいと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

○金子正一町長 高齢者の方々にとっては、その購入に対して不便といたしますか、そのような状況があったことは承知しております。そういうことを解消するために磁気カード等の発売もいたしましたし、またその磁気カードで購入する場合に、店のほうで1つの金融機関ということに限定しておりましたので、そういう点から考えると、その店に行って並んで購入したというケースも伺っておりますので、この方法が果たして一金融機関の対応でいいのかどうかということは、十分考えることも必要かなというふうに思っておりますので、今後担当のほうも含めて、十分そういったことがないように研究する必要があるかなというふうに思っておりますので。大変このプレミアム付の商品券の人気といたしますか、町民の皆さんに本当に喜んでいただいております、購入される方は、消費される方はもちろんであります、それを利用される店、地域内の商店ということに限定しておりますので、そういうことでは商工振興のほうにも大変役立ってこの事業が推進しているのかなというふうに思っておりますので、ご質問のような状況を今後十分検討して、より利用しやすいような環境づくりに努めていきたいと、こんなふうに思います。

○松村 潤議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 確かに今言われたように、これは結構なことなのです。ただ、今言ったように、なかなかそういう細かいところにまで行き渡らない。分からない人はいっぱいいると思うのです。私も実はよく分からないうちの一人です。そういう点では今後、今町長が言われたように、できるだけそういうことのないような配慮を、ちょっと大変なことだと思うのですが、きめ細かな配慮を今後ぜひ考えていただいて、全体に町民がみんながよかったなと喜ばれるような、そういうものにしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。これは答弁は要りません。

以上です。

○松村 潤議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度邑楽町一般会計補正予算 第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、承認第9号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第33号 邑楽町個人情報の保護に関する法律施行条例

○松村 潤議長 日程第5、議案第33号 邑楽町個人情報の保護に関する法律施行条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第33号 邑楽町個人情報の保護に関する法律施行条例について、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、個人

情報の保護に関する法律が改正となり、国、地方公共団体、民間事業者等における個人情報保護制度の一本化が図られることになりました。このうち、地方公共団体に適用される規定については、令和5年4月1日から施行されることとなっています。このことから、当町においても法の適用を受けることとなるため、改正後の個人情報の保護に関する法律の施行のための条例を制定いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 邑楽町個人情報の保護に関する法律施行条例の補足説明を申し上げます。

第1条では、条例の趣旨について記載をしております。

第2条では、定義について規定をしております。

第3条では、個人情報ファイルに係る帳簿の作成及び公表について規定をしております。

第4条では、手数料等について規定をしております。

第5条では、審議会への諮問について規定をしております。

第6条では、委任について規定をしております。

また、附則第1条では施行期間を定めております。

附則第2条では、邑楽町個人情報保護条例の廃止することを規定をしております。

附則第3条、第4条では、経過措置を定めております。

以上でございます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第33号 邑楽町個人情報の保護に関する法律施行条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第34号 邑楽町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を
改正する条例

○松村 潤議長 日程第6、議案第34号 邑楽町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第34号 邑楽町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、個人情報の保護に関する法律の改正、それに伴う邑楽町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定、邑楽町個人情報保護条例の廃止等により条例で引用する該当条項の条文を整備するため、邑楽町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第34号 邑楽町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第35号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○松村 潤議長 日程第7、議案第35号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議

題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第35号 呂楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和4年度の人事院勧告及び群馬県人事委員会による勧告を参考に、本町職員の給与について所要の見直しを行うものであります。

改正の主な内容は、令和4年4月に遡って行う給料表の改正と、令和4年12月期の勤勉手当の支給率を100分の95から100分の105へと引き上げ、年間の期末勤勉手当支給率を100分の430から100分の440とするものであります。また、令和5年4月からの各期の勤勉手当の支給割合の見直しを行うといたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第35号 呂楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第36号 呂楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○松村 潤議長 日程第8、議案第36号 呂楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第36号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

ただいまご決定賜りました本町職員の期末勤勉手当に準じまして、邑楽町議会の議員の12月期の期末手当100分の215を100分の10引き上げ100分の225とし、年間の支給率を100分の430から100分の10引き上げて100分の440とするものであります。また、令和5年4月からの期末手当の支給割合の見直しを行うことといたしたく、ご提案申し上げます次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第36号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第37号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例

○松村 潤議長 日程第9、議案第37号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第37号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

ただいまご決定賜りました本町職員の期末勤勉手当に準じまして、邑楽町長、副町長、教育長の

12月期の期末手当100分の215を100分の10引き上げ100分の225とし、年間の支給率を100分の430から100分の10引き上げて100分の440とするものであります。また、令和5年4月からの期末手当の支給割合の見直しを行うことといたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第37号 邑楽町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第38号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○松村 潤議長 日程第10、議案第38号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第38号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

ただいまご決定賜りました本町職員の給料表の改正に準じまして、本町の会計年度任用職員の給料表の改正をいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第38号 邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第39号 邑楽町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

○松村 潤議長 日程第11、議案第39号 邑楽町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第39号 邑楽町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法の改正に伴い、職員の定年の年齢を引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に係る規定を追加するほか、所要の改正をいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第39号 邑楽町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第40号 邑楽町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に
関する条例

○松村 潤議長 日程第12、議案第40号 邑楽町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第40号 邑楽町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町職員の定年年齢の引上げに伴い、関係条例中の条文の整備及び所要の改正をいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 邑楽町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の補足説明を申し上げます。

第1条では、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正。

第2条では、邑楽町職員の分限に関する条例の一部改正。

第3条では、邑楽町職員の再任用に関する条例の廃止。

第4条では、邑楽町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正。

第5条では、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

第6条では、邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

第7条では、邑楽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正。

第8条では、邑楽町職員の給与に関する条例の一部改正。

第9条では、邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正。

第10条では、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正。

以上の関係する条例の条文を改正、廃止をするものでございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第40号 邑楽町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第41号 邑楽町行政財産使用料条例の一部を改正する条例

○松村 潤議長 日程第13、議案第41号 邑楽町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第41号 邑楽町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、行政財産を使用する者が物品の販売や業として行う写真の撮影等を行う場合についての使用料の額等を定め、また使用料の額の計算を日割り計算に改め、さらに学術調査や研究等で短期間を使用する場合は、使用料を減免することもできるよう邑楽町行政財産使用料条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第41号 呂楽町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第42号 呂楽町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を
改正する条例

○松村 潤議長 日程第14、議案第42号 呂楽町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する
条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第42号 呂楽町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例につい
て、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、福祉医療費支給事業について、子育て支援のさらなる向上を図るため、支給の範
囲を拡充することと等に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる
次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第42号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第43号 邑楽町環境基本条例

○松村 潤議長 日程第15、議案第43号 邑楽町環境基本条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第43号 邑楽町環境基本条例について、提案理由の説明を申し上げます。

当町における良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び未来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、地球環境の保全に貢献するため、本条例を制定いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、建設環境課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 議案第43号 邑楽町環境基本条例につきまして補足説明申し上げます。

第1条は、本条例の目的を定めております。環境基本法の趣旨を踏まえ、良好な環境の保全及び創造に関する基本理念等を定めることにより、将来にわたって町民の健康で文化的な生活の確保を目指すとともに、地球環境の保全に貢献することを目的としています。

第2条は、用語の定義を定めております。

第3条は、良好な環境の保全及び創造についての基本理念でございます。

第4条は、良好な環境の保全及び創造に係る町の責務を定めております。

第5条は、事業者の責務。

第6条は、町民の責務を定めております。

第7条は、環境優先の施策に関する理念でございます。

第8条は、邑楽町環境基本計画に関する事項でございます。

第9条は、町の施策と環境基本計画との整合について。

第10条は、町と事業者の協定締結について定めております。

第11条は、環境保全上の支障を防止するための措置。

第12条は、良好な景観の保全及び創造のための措置。

第13条は、循環型社会の構築に向け、町民等が自ら行う事業について取組が促進されるための措置。

第14条は、町が環境の保全及び創造に関する教育や学習を推進し、必要な措置を講ずべきことを規定しております。

第15条は、町民等による環境の保全と創造に関する活動が自発的、積極的に行われるための措置について定めております。

第16条は、必要な情報を町が適切に提供することについて定めております。

第17条は、調査、監視等の体制の整備に努めるべきことを定めております。

第18条は、地球環境を保全するための施策を推進することを定めております。

第19条は、施策推進に必要な体制の整備について。

第20条は、県及び他の自治体との協力について。

第21条は、施策を推進するために必要な財政措置について定めております。

第22条から第28条は、環境審議会についてでございます。現在の邑楽町環境審議会条例を廃止し、新たに邑楽町環境審議会に関することを邑楽町環境基本条例において規定しております。

第29条は、委任についてでございます。

附則として、第1項は、この条例は、公布の日から施行し、第2項は、邑楽町環境審議会条例を廃止しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第43号 邑楽町環境基本条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第44号 令和4年度邑楽町一般会計補正予算（第6号）

○松村 潤議長 日程第16、議案第44号 令和4年度邑楽町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第44号 令和4年度邑楽町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億617万2,000円を追加し、予算の総額を106億1,610万6,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、国庫支出金6,678万円、県支出金685万3,000円、寄附金9,000万円及び繰入金4,159万7,000円等の増額であります。

歳出の主なものは、総務費1億4,070万1,000円、民生費5,967万9,000円、農林水産業費1,006万円、土木費683万6,000円及び教育費2,803万4,000円等の増額と衛生費657万7,000円、商工費1,034万6,000円及び公債費2,188万5,000円等の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第44号 令和4年度邑楽町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第45号 令和4年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）

○松村 潤議長 日程第17、議案第45号 令和4年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第45号 令和4年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222万8,000円を追加し、予算の総額を30億7,599万5,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金及び諸収入を増額するものであり、歳出については総務費、保健事業費及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第45号 令和4年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第46号 令和4年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○松村 潤議長 日程第18、議案第46号 令和4年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第46号 令和4年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万7,000円を追加し、予算の総額を3億8,211万5,000円といたしたい次第であります。

歳入については諸収入の増額であり、歳出については諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第46号 令和4年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第47号 令和4年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○松村 潤議長 日程第19、議案第47号 令和4年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第47号 令和4年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ345万円を追加し、予算の総額を22億9,812万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、県支出金、繰入金及び諸収入を増額するものであります。歳出に

については、総務費、積立金及び地域支援事業費を増額し、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第47号 令和4年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第48号 令和4年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
(第2号)

○松村 潤議長 日程第20、議案第48号 令和4年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第48号 令和4年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ289万7,000円を減額し、予算の総額を4億8,479万5,000円といたしたい次第であります。

歳入については繰入金の減額であり、歳出については下水道費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第48号 令和4年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○松村 潤議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日6日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

〔午前11時03分 散会〕